

[事案 27-157] 転換契約無効請求

・平成 28 年 5 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

一部転換後に、告知義務違反で特約を解除されたことについて、募集人から「異常があっても大丈夫」などと言われて契約したとして、一部転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 10 月に、自分の配偶者を被保険者として契約した終身保険について、平成 26 年 10 月に積立型保険に一部転換したところ、告知義務違反により先進医療特約を解除されたが、以下の理由により、一部転換契約を無効としてほしい。

- (1) 契約時、募集人から、「甲状腺に異常があっても大丈夫、先進医療は受けられます」と言われて契約したにもかかわらず、契約後、告知義務違反で先進医療特約を解除された。
- (2) 告知書の記入は、募集人の指導の下に行った。
- (3) 募集人から、転換契約における不利益事項についての説明が全くなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人には告知受領権がないため、被保険者が、募集人に対し、甲状腺の検査について口頭で伝えたとしても、告知したことにはならない。
- (2) 募集人は、被保険者から、甲状腺の検査について告知すべきか質問を受けたが、「告知書を読んでご記入ください」とのみ述べており、告知妨害や不告知教唆をしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど一部転換の契約時および告知書作成時の状況を把握するため、申立人および被保険者に対して事情聴取を行った。募集人は、既に保険会社を退職し、協力が得られなかったため、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の募集人の発言は、それがなければ申立人は契約をしなかったと考えられる程度に重要であったとは認められないこと、募集人が不告知教唆を行ったとまでは認められないこと、不利益事項について申立人の主張するような誤った説明をしていたとも認められないことから、一部転換契約の無効は認められない。しかしながら、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 被保険者は、契約直後の調査会社の担当者との面談で、甲状腺の異常について自ら正直に述べており、これを隠そうとした意図は認められない。
- (2) 告知時、被保険者が募集人に甲状腺の検査について質問しているところ、募集人が具体的に回答しなかったことなどにより、被保険者が、結果として、告知義務違反をしてしまった可能性が否定できない。
- (3) 申立人および被保険者が高齢者であることに鑑みれば、募集人は、先進医療特約などにつ

いて、告知の内容によっては付加できない場合もあることなどを、より丁寧に説明することが望ましかった。